【決議事項2】

清瀬市コミュニティバス「きよバス」におけるバス利用特典サービス「バス特」の終了について

(1)清瀬市コミュニティバス「きよバス」における「バス特」の終了について

市内一般路線バス(西武バス)の「バス特」終了に合わせ、一般路線バスとの運賃等の整合を図り、また、一般路線バス共々収支状況の改善に繋げるべく、清瀬市コミュニティバス「きよバス」においても下記の通り「バス特」の終了をしたいと考えております。

① 終了する路線

清瀬市コミュニティバス「きよバス」の全路線(2路線2系統)

- 志木街道経由
- ・緑蔭通り経由

(運行事業者 西武バス株式会社)

② 終了を適用する日

令和3年4月1日から実施

(2)バス利用特典サービス「バス特」について

「バス特」とは、1か月間(毎月1日~末日)のPASMO・Suicaでのバス利用額に応じて、バス運賃の支払に使用できる「特典チケット」が付くサービスの事です。サービスの詳細は下記の通りです。

- ・各バス事業者が個別に運輸局に届出を行い実施している営業政策割引
- ・PASMO・Suicaで乗車すると、自動的にポイントが累積される

(1円=1バスポイント)

- ・一定のポイントが貯まると、PASMO・Suicaに「特典バスチケット」が記録される
- ・「特典バスチケット」は10円単位で使用可能で、次回乗車時に優先的に運賃として使用される(自動的に適用)
- ・当サービスを導入している全てのバス事業者・都電等で共通利用が実施されている
- ・「特典バスチケット」の有効期間は付与された日から10年間

到達ポイント	チケット付与額	累計付与額
1,000 バスポイント	100円	100円
2,000 バスポイント	100円	200円
3,000 バスポイント	160円	360円
4,000 バスポイント	160円	520円
5,000 バスポイント	330円	850円
6,000 バスポイント	170円	1,020円
7, 000 バスポイント	180円	1, 200円
8,000 バスポイント	180円	1, 380円
9,000 バスポイント	180円	1,560円
10,000 バスポイント	180円	1, 740円

「バスポイント」が、10,000Pを超えたとき、または翌月1日になったときには、「バスポイント」は新たに0Pからカウントされます。

(3)清瀬市内における「バス特」の現状と今後

清瀬市内の一般路線バス(西武バス)には「バス特」が適用されています。また、清瀬市コミュニティバス「きよバス」においても、令和元年 10 月 1 日の運賃改定及び交通系 I Cカード導入と同時に「バス特」が適用されています。(別添資料①)

今後、一般路線バス(西武バス)においては、令和3年4月1日より「バス特」及び特典バスチケット付与を終了する予定であり、近隣バス事業者も適宜終了する方向で検討中の状況です。

なお、一般路線バスの「バス特」終了の理由は以下の通りです。

- ・ICカードの普及促進策として導入されていたが、初期の目的が達成されたため (参考)令和元年度終了時点で路線バスでのICカードによる支払占有率は90%以上(別添資料②)
- ・新型コロナウィルス感染症の影響により運賃収入が大幅に減少し、運行に不可欠なサービスの維持や 路線ネットワーク及び運行の維持に支障が生じているため

(参考)前年対比▲20~25%程度の利用人員及び収入で推移している